第 3 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 2 7 日 岩 沼 市 農 業 委 員 会 令和6年3月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、 第3回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

 日程第1
 会期の決定

 日程第2
 議事録署名委員の指名

 日程第3
 農農地法第3条の3第1項の規定による届出について

 日程第4
 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

 日程第5
 非農地証明願について

 日程第6
 農地法第3条の規定による許可申請について

 日程第7
 農用地利用集積計画について

1、出席委員

 1番
 木皿
 清
 2番
 渡邉
 等
 3番
 佐野
 智幸
 4番
 大友
 信由

 5番
 川村
 雄治
 6番
 長田
 幸浩
 7番
 小田原
 智
 9番
 鎌田
 正治

 10番
 三品
 英樹
 11番
 長田
 茂
 12番
 渡邉
 朗子
 13番
 菅井
 武雄

 14番
 宮部
 淳子

2、欠席委員

8番 菅原 龍也

3、農地利用最適化推進委員

18番 佐藤 邦夫

4、事務局職員

事務局長 渡辺 多恵子 係長 橘川 麻美 主事 佐々木 常行

1、同日午後1時30分開会

議 長

ただいまから、第3回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の 出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に 基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。

議長

日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期 は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

議長

挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。

議 長

日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩 沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、6番長田幸浩 委員、7番小田原智委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長

日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。

渡辺事務局長

議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の 規定による届出について、でございます。今回報告いたします7件の届出 は、いずれも相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在 等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の 受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以 上でございます。

議 長

ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご 意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議長

ないようですので、報告第1号を終了いたします。

議長

日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。

渡辺事務局長

議案書の2頁~4頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。4件ですが、内2件は中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては3組でございます。いずれも双方の合意による解約です。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。

議

長

ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご 意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議長

ないようですので、報告第2号を終了いたします。

議長

日程第5、報告第3号、非農地証明願について、を議題といたします。 それでは、事務局から報告願います。

渡辺事務局長

議案書の5頁をご覧ください。報告第3号、非農地証明願について、報告いたします。今回は、4件受理いたしております。願出人・土地の所在・非農地となった事由等については、議案書に記載のとおりでございます。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますことから、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したものでございます。以上でございます。

議長

ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご 意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議長

ないようですので、報告第3号を終了いたします。

議長

日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、 を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。

渡辺事務局長

議案書は、6~7頁となります。農地法第3条では、農地を耕作する権利を、設定したり移転したりする際の要件について定めています。権利を取得しようとする者は、権利を持つ農地について、①全て効率的に利用すること②必要な農作業に常時従事すること③周辺の農地利用に支障がないこと、以上の要件をすべて満たす必要があることから、当番委員の立ち会いの下、当事者・関係者からの聴取調査および現地調査を行なっております。以上でございます。

議長

つづいて、担当委員から整理番号1について説明願います。

三品委員

それでは報告させていただきます。先日の3月25日に木皿委員、佐野委員、佐藤推進委員、私とで現地の調査、確認に行ってまいりました。整理番号1についてですが、所有権の移転という事で申請がございまして、譲渡人、譲受人は親子の関係にありまして、高齢のために息子さんに所有権を移転したいというものです。申請地は寺島の西川という地区に約2反分、2,642㎡あります。地目は田んぼでして、耕作に関しましては、生産組合にお願いしているとのことで、今後も生産組合の方にお願いするということでした。その他畑等もしっかり耕作しておりますので、問題はないかと

思いますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。 ご意見等がある方は、挙手願います。

渡辺事務局長

長

議

事務局から補足させていただきます。先ほど農地法の許可要件の中に、 必要な農作業に常時従事すること。ということがありまして、今回の1番 については、生産組合にお願いすると自分で耕作しないのではないかとな るのですが、農地法の表面的なところを厳密に言えば、そこに該当しなく なってしまうのですが、お父様から息子さんへの所有権移転で、その後の 色々とトラブルを防ぐためということで、ご親族にやむを得ず譲るとか、 周辺の地域の生産組合や法人に委託しているというのは、農地をきちんと 守るという観点からは目的に沿ったものであるということで、これまでも 同じような事例は、許可となっております。新しい委員さんもいらっしゃ るので、補足させていただきました。以上です。

議 長 他にご意見、質疑ありませんか。

(挙手なし)

ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規 長 定による許可申請の整理番号1について、申請のとおり許可することに賛 成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による 長 許可申請の整理番号1について、申請のとおり許可することに決しました。

続いて、整理番号2について担当委員の説明をお願いします。

続きまして2番目、賃貸借権の設定について申請がございました。譲受 員 人は、これまでお父さんが耕作されていましたが、今回息子さんに経営を 交代したいということで、息子さんの名前に変えたいということです。申 請地につきましては、寺島の西側に約1町9反2筆ございます。今後も米 を作っていくというお話でした。そして、自作地、借入地ともに全てしっ かり稲作をされて、機械も一通り揃っているようなので問題はないかと思 います。以上、ご審議よろしくお願いします。

ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。 ご意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規 定による許可申請の整理番号2について、申請のとおり許可することに賛 成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議

議

議 長

長

長

三 品 委

議

議

議

長

挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請の整理番号2について、申請のとおり許可することに決しました。

議 長

木 \coprod 委 員 つづいて、整理番号3について担当委員から説明願います。 私木皿から報告させていただきます。担任委員は、先程三品さんからお

話いただいた委員さんと事務局です。整理番号3は、3条の有償移転の案 件です。譲渡人及び譲受人は議案書のとおりで、当日は譲受人の方が立ち 会って話してくれました。地図は5~6頁です。土地の所在地は寺島で、 田畑合計で 10,997.3 m²です。譲渡人と譲受人は兄妹で、相続時に遺言によ り譲渡人に相続したそうですが、住まいが神奈川県なので管理できないと いうことで、譲渡人の希望で、譲受人に所有権移転して管理してもらいた いということです。譲受人は現在市外にお住まいですが、今でも週に2、 3日は畑で管理をしているのが現状です。また、田んぼの方は生産組合に 前々からお願いしていて、今後も生産組合に耕作してもらうということで す。今回の案件は、相続の問題でありますので、その辺をご審議いただけ れば良いのかなと思います。以上です。

議 長

ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。 ご意見等がある方は、挙手願います。

Ш 委 村 員

参考までにお伺いしたいのですが、譲受人が週3回来るということで、 畑をやっているということなのですが、どんな作物を作られているのかな と思います。

木 \prod 委 員

私の方から答えたいと思います。畑の方も、一部、生産組合の方で作っ ています。その他の部分は、面積については詳細分かりかねますが、自分 で市外から通って作っているということです。

Ш 村 委 員 市外から来るのは、厳しいのではないかと思って聞いてみました。

委 木 \prod 員 こちらまで来るのに 50 分かかるそうです。

議 長 川村委員、よろしいでしょうか。

Ш 村 委 員 はい。

Ш 橘 係 長

補足なのですが、譲受人は、まだ寺島の方にご実家があって、そこに仏 壇があるということで、週に2、3回通われているということなので、ご 実家がある以上、これから先も通われるのかなというところでした。以上 です。

議 長 その他に、質疑ご意見はございませんか。

(挙手なし)

ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規 議 長 定による許可申請の整理番号3について、申請のとおり許可することに賛 成の方は挙手願います。

(举手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請の整理番号3について、申請のとおり許可することに決しました。

議 長 木 \coprod 委

員

つづいて、整理番号4について担当委員から説明願います。 木皿から整理番号4について、報告いたします。3条有償移転の案件で

す。位置図は7~8頁です。譲渡人は下野郷の方です。譲受人も下野郷の 方です。申請地も下野郷で、地目は畑、711㎡、市街化調整区域です。立 会人は、譲受人ご本人と、譲渡人の代理人で行政書士の方がいらして、お 二人にお話をお聞きしました。譲渡人の方は、2、3年前から病気がちで 仕事ができない状態だそうです。その為に畑の管理ができず、耕作放棄状 態で、土地の隣に畑を持っているのが譲受人の方で、以前から譲受人の方 に代理人の方から、仕事ができず生活資金も必要なので、数年前から購入 依頼をお願いされていたそうです。しかしながら、譲受人の方が農業委員 をされていることから、今まで話を進めなかったという話を聞いておりま す。今後、譲受人の方はここに長ネギなどを作付けするということですが、 この耕作放棄地の土地を、今までも譲受人の方が草刈りとかといったこと をやっていたそうです。そして、この土地を見ると、すぐ作付けできるよ うな状態でないような土地なんですよ。石ころがいっぱい表面に浮かんで いて。買ってもなかなか。譲受人の方の話だと、シルバーさんを頼んで石 拾いをやって、それからでないと耕作できないような状態ですので、除石 をしてから作付けをするという感じらしいです。あと、この案件も別に問 題ないと思いますが、ご審議願いたいと思います。

議 長

ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。 ご意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規 定による許可申請について、の整理番号4について、申請のとおり許可す ることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請について、の整理番号1~4について、申請のとおり許可するこ とに決しました。

議 長

日程第7、議案第2号、農用地利用集積計画について、を議題といたし ます。事務局から説明願います。

渡辺事務局長

議案書の8頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業

経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。今回は利用権の設定が8件でございます。合計11筆で、面積は26,300㎡=2.63 haでございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の設定を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、3月29日を予定しております。以上でございます。

議長

只今、事務局から説明がありました件について、質疑・ご意見をいただ きます。ご意見のある方は挙手願います。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計 画について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、議案第2号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに決しました。

議 長

本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これ をもって、第3回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時00分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署 名をする。

令和 年 月 日

舐女	(安女)	
委員	6番	
委員	7番	